

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公表番号】特表2018-521272(P2018-521272A)

【公表日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2018-029

【出願番号】特願2017-561927(P2017-561927)

【国際特許分類】

F 16 B 21/10 (2006.01)

F 16 B 2/24 (2006.01)

F 16 B 19/00 (2006.01)

【F I】

F 16 B 21/10

F 16 B 2/24 A

F 16 B 19/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

構成部分を保持する装置であって、前記装置はクリップ(1；101)を有しており、前記クリップ(1；101)は、頭部(2；102)と、保持すべき前記構成部分に、または前記構成部分が保持されるべきエレメントに当接するための1つまたは複数のクリップ面(21；121)とを有しており、前記クリップ面(21；121)は前記頭部(2；102)に面していて、かつ前記頭部(2；102)に対して間隔を置いて位置している、構成部分を保持する装置において、

前記クリップ面(21；121)に面した前記頭部(2；102)の側から前記頭部(2；102)を支持する、または前記頭部(2；102)に接続されているクランプ部分(23；123)を有しており、前記クランプ部分(23；123)は、前記クリップ面(21；121)に面した接触面(24；124)を有していて、さらに当該装置はばね(26；126)を有していて、前記ばね(26；126)は、前記接触面(24；124)に、前記頭部(2；102)から離れるように前記クリップ面(21；121)の方向に予荷重をかけるように配置されており、前記頭部(2；102)を、前記接触面(24；124)に対して相対的な第1の位置に保持する着脱可能な保持手段(27；127)を有しており、前記ばね(26；126)は、前記頭部(2；102)がこの第1の位置にあるとき、前記頭部(2；102)が前記接触面(24；124)に対して相対的にとることができ第2の位置と比較して予荷重が拡大される方向で変形されていることを特徴とする、構成部分を保持する装置。

【請求項2】

前記頭部(2；102)は前記接触面(24；124)に対して相対的に可動であって、前記予荷重が拡大される方向での前記ばね(26；126)の変形により、可動である、請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記保持手段(27；127)は突起(28；128)を有しており、前記突起は、前

記頭部（2；102）に接触し、前記頭部（2；102）を前記第1の位置に保持する接触位置から、前記頭部（2；102）をもはや保持しない解放位置へと移動可能である、請求項2記載の装置。

【請求項4】

前記クリップ（1；101）はシャンク（13；113）を有していて、前記頭部（2；102）は前記シャンク（13；113）に接続されており、前記シャンク（13；113）は突出部（16；116）を有しており、前記クリップ面（21；121）は前記突出部（16；116）上の面である、請求項1から3までのいずれか1項記載の装置。

【請求項5】

前記クランプ部分（23；123）は1つの金属薄板から一体的に形成されていて、前記金属薄板の区分は、前記クランプ部分（23；123）に前記クランプ部分の3次元的形状を付与するために互いに相対的に曲げられており、前記保持手段（27；127）は、1つの金属薄板の、前記クリップ（1；101）の前記頭部（2；102）を越えて突出する上方に向かって曲げられた部分を有していて、前記金属薄板の前記上方に向かって曲げられた部分は、内側に向かって曲げられた突起（28；128）を有しており、前記突起は前記頭部（2；102）に接触し、前記頭部（2；102）を第1の位置に保持する、請求項1から4までのいずれか1項記載の装置。